

茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金  
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 申請書(請求書)

支給自治体

長殿

市町村  
受付印

以下の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 【申請・請求者】

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ( )

## 【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「国給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)を受給済み又は受給見込み(申請中等を含む)であり、国給付金(ひとり親世帯以外分)申請時から以下の事項に相違ありません。

- 同じ住所に居住している。
- 世帯構成(配偶者の有無や同居者、児童数)に変更がない。
- 口座登録情報に変更がない。
- 新たに公務員となっていない。
- 収入状況に変更がない。(就職や転職をしたなど)

茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「県給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件の該当性等を審査等するため、市町村が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

この申請書は、市町村において支給決定をした後は、県給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。

市町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日(令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和5年3月15日)までに、市町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、県給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

県給付金(ひとり親世帯以外分)の審査の結果、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、県給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、県給付金(ひとり親世帯以外分)を支給しない又は支給済みである場合は、返還することに同意します。

県給付金(ひとり親世帯分又はひとり親世帯以外分)を受給していた場合には、県給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。

※他の市町村で受給していた場合も同様。

提出書類

- 『茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)申請書(請求書)』(本書)

※必要事項をご記入ください。

- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

- 委任状(届出者と申請者が異なる場合のみ)

**本人確認書類添付箇所**

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し